

令和2年度独立行政法人都市再生機構調達等合理化計画の自己評価結果

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画 (調達等合理化計画で記載した事項)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績		自己評価
「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」 (平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施すること。	「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」 (平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、毎年度「調達等合理化計画」を策定、公表の上、着実に実施する。また、当該計画の取組状況について、年度終了後に自己評価を行い、併せてその結果についての公表を行う。	<p>2. 重点的に取り組む分野</p> <p>上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、下記案件について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。</p> <p>(1) 発注の効率化に係る取組</p> <p>競争性の確保を前提としつつ、以下の取組等を実施することで、受発注者双方の事務負担を軽減し、発注事務の効率化を目指す。また、取組の実施後は、事務負担がどの程度軽減できたかについて数値的検証を実施するとともに、コスト削減や落札率等を含め効果検証を行う。</p> <p>① 発注事務手続きの効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の年間発注件数の増加が見込まれる賃貸住宅保全工事において、効率的に工事発注を実施するため、急激な社会経済状況の変化に伴う受注業者の動向を踏まえながら、複数工事を一括して発注する大括り化に積極的に取り組む。令和2年度は、主に外壁修繕工事を対象とした複数工事を一括して発注する大括り化を50件実施し、事業者の申込事務に係る負担の軽減とともに、発注者の工事発注事務手続の負担を軽減し、発注事務の効率化を図る。 	当該取組の結果実現された実施量、実施状況等	<p>複数工事を一括して発注する大括り化を65件実施した。</p> <p>大括り化することで発注件数が72件程度削減され、これにより事業者の申込事務に係る負担が軽減されるとともに、工事発注事務手続きの負担を軽減し、発注事務の効率化が図られた。</p> <p>なお、適用工事の平均応札者数14者及び平均落札率91%は、同種の保全工事全体と同程度(平均応札者数13者、平均落札率90%)であった。</p>		<p>評価：B</p> <p>計画で定めた発注の効率化に係る取組を実施し、発注件数の削減を図ることにより、事業者、発注者双方の事務手続きの負担が軽減されたことからB評価とする。</p> <p>次年度以降も競争性の確保を前提としつつ、本取組を継続する。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> 機構支援業務の総合評価方式による発注手続における、同時期に発注する審査を共通化できる複数案件の技術提案を一括して審査する評価方式について、令和2年度についても、昨年度の試行実施の結果等を踏まえながら、対象案件を精査の上、一括審査案件の発注を行う。これにより、事業者の申込事務に係る負担が軽減されるとともに、同一の技術提案による評価結果を複数の業務に利用することで、発注事務手続(技術審査・評価)の効率化を図る。 		<p>企業の実績や予定管理技術者の資格・実績等の審査項目に関し、複数案件の審査を一括で行う新たな総合評価方式の発注を試行的に6件実施した。</p> <p>本取組と合わせて、従来よりも更に競争性を高める方策として、地域や職種毎に細分化して発注したことにより、一部において発注事務負担の増加があったものの、本取組による審査等の事務負担軽減により、発注事務負担を、個別公募を行う場合と比べ2～3割程度削減することができた。また、参加事業者の申請資料作成に要する事務負担についても軽減されたことから、発注事務の効率化が図られた。</p>		<p>評価：B</p> <p>計画で定めた発注の効率化に係る取組を実施し、事業者、発注者双方の事務手続きの負担が軽減されたことからB評価とする。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> 賃貸住宅保全工事の総合評価方式による発注手続において、前年度試行実施を行い一定の効果が得られた施工計画に係る提案を求めず、企業及び配置予定技術者の実績を重視した評価方式(以下「施工能力評価型」という。)の適用を引き続き実施する。 <p>令和2年度は、技術的工夫の余地が小さく、施工計画に差が出にくいと機構が判断する工事について、施行能力評価型による15件の工事発注を目指す。これにより、事業者の施工計画に係る提案資料作成の負担の軽減とも</p>		<p>施工計画に係る提案を求めず、企業及び配置予定技術者の実績を重視した新たな総合評価方式により33件の発注を行った。</p> <p>従来の総合評価方式と比較し、機構職員が発注手続きに要する時間が1件当たり2～3割程度削減されるとともに、入札参加者が申請資料を作成するのに要する事務負担が軽減されたことから発注事務の効率化が図られた。</p> <p>なお、適用工事の平均応札者数(11者)は、保全工事全体の平均応札者数(8者)を上回り、適用工事の平均落札率(89%)は保全工事全体の平均落札率(90%)と同程度であった。</p>		<p>評価：A</p> <p>計画で定めた発注の効率化に係る取組を実施し、事業者、発注者双方の事務手続きの負担が軽減され、併せて競争性の向上にも寄与したことからA評価とする。</p> <p>次年度以降も競争性の確保を前提としつつ、本取組を継続する。</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画 (調達等合理化計画で記載した事項)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
		に、発注者の審査に係る事務負担を軽減し、発注事務手続の効率化を図る。			
		<p>・電子入札の適用について、情報セキュリティの状況を確認しつつ、これまで対象ではなかった指名競争入札のコンサルタント業務にも適用を拡大し、応札者の人件費、事務コストを減少させることで、調達コストの削減につなげるとともに、調達に要する事務負担の軽減及び業務の効率化を図る。これにより、競争参加希望者が容易に入札参加できる状況とし、競争性を高め、将来にわたってトータルコストが低減される環境の構築を図る。</p>	当該取組の実施状況	指名競争入札のコンサルタント業務に電子入札を適用できるよう電子入札システムの改修を完了させ、コンサルタント業務の指名競争入札の業務フローを再構築し、次年度以降の本格運用に向け、試行的に運用を開始した。なお、現在は本格運用に向けた課題の整理を行っているところである。	<p>評価：B</p> <p>電子入札の適用拡大に必要な整備を着実に実施し、試行運用を開始したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>
		<p>(2) 調達コストの削減及び競争性の確保等に係る取組</p> <p>① 調達コストの削減に資する取組</p> <p>急激な社会経済状況の変化に伴う受注業者の動向を踏まえながら、引続きコスト削減の実現を目指す。また取組の実施後は検証を行い、更なるコスト削減に向けての取組を検討する。</p> <p>② 競争性の確保等に係る取組</p> <p>一者応札・応募が2回連続して発生した案件については、競争性の確保に関して構造的に課題があるものとして認識することとし、競争参加者を増加させるための環境改善についてより一層取り組む。</p> <p>具体的には、事業者や関係する業界団体へのヒアリングの実施等、市場分析を行い、一者応札となった原因の検証及び分析を行い、次回公募において講ずる実効的な改善策を検討・策定した上で、「一者応札・応募等事案フォローアップ票」として整理して、ホームページにおいて公表する。</p> <p>さらに、2回連続で一者応札・応募となった案件については、次回の契約手続に入る際に、各本部等に設置された契約審査会等において、「一者応札・応募等事案フォローアップ票」を踏まえた上記の改善策が講じられているかどうか等の検証を行う。また、過年度の契約監視委員会において一者応札・応募の原因分析を行った結果、応札者の増加に一定の効果があると検証できた改善措置である周知方法・情報提供の改善・拡大及び資格要件の緩和等の導入や複数年契約の拡大等案件に応じた改善策の導入を検討する。</p> <p>なお、数次の改善策を講じたにもかかわらず、連続し</p>		<p>①急激な社会経済状況の変化に伴う受注業者の動向に注視しながら、調達コスト削減の取組として、リバースオークションを24件実施した。また取組の実施後は検証を行い、更なるコスト削減に向けての取組を検討して</p> <p>②一者応札・応募が2回連続して発生した案件103件について、改善に係る検証を行い、実効的な改善策を講じた上で、フォローアップ票として整理し、契約監視委員会での点検を経てホームページで公表した。当該案件については、次回の契約手続に入る際に、各本部等に設置された契約審査会等において、フォローアップ票を踏まえた改善策が講じられているかどうか、特にこれまで契約監視委員会において一者応札・応募の原因分析を行った結果、応札者の増加に一定の効果があると検証できた改善措置である周知方法・情報提供の改善・拡大及び資格要件の緩和等の導入や複数年契約の拡大等案件に応じた改善策の導入を検討した。</p>	<p>評価：B</p> <p>競争性確保に係る取組を着実に実施したことを踏まえ、B評価とする。フォローアップ票に定めた改善内容について実効的なものにしていくよう、本取組を継続する。</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画 (調達等合理化計画で記載した事項)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
		<p>て同一事業者による一者応札・応募が継続しているものについては、原因の分析と改善策の検証を踏まえ、対応策について検討する。</p> <p>(3) 品質等価格以外の要素に留意する取組 公共工事等発注者として、以下の取組等を実施し、社会的責務を着実に果たす。 さらに、調達に要する事務コストを削減する取組や事業スケジュール遅延を回避するために入札不調・不落の発生を抑止する取組を推進する。</p> <p>① いわゆる「担い手三法」(公共工事品質確保促進法、建設業法及び公共工事入札契約適正化法) に基づき、公共工事の品質確保とその担い手確保を実現するため、元請業者が適切な施工体制を確保しているかの確認、市況に応じた予定価格の適正な設定、ダンピングの防止、及び社会保険未加入建設事業者を契約の相手方から排除する等の取組を引き続き実施する。</p>	当該取組の実施状況	<p>公共工事の品質確保とその担い手確保を実現するため、下記のとおり複数の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 下請契約を締結した全ての工事調達において、建設業法に基づく施工体制台帳整備を求めることを現場説明書中に明記し、事業者の体制の確認を徹底。元請、下請業者間の契約内容及び求められる資格要件等を的確に把握した。 公共工事設計労務単価(R2.3～)、設計業務委託等技術者単価(R2.3～)、公共住宅建築工事積算基準に定める歩掛を採用する他、実勢価格に対応するため、「見積りの提出を求め活用する方式」を採用して適切な予定価格を設定。また、全ての工事調達において、入札説明書中に、入札時における入札金額内訳書の提出を義務付ける旨明記することにより、品質確保の実現、ダンピングの抑制を推進、積算能力を有する者による競争を促進した。 建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から、国土交通省は平成26年より社会保険等未加入建設事業者の排除等を行い、順次その対象を、工事受注者及び一次下請負人から、二次以下の下請負人を含む全ての建設事業者へと拡大しているが、機構においても国土交通省と同様に実施し、社会保険等に参加し、法定福利費を適切に負担する建設事業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて、公平で健全な競争環境の構築に努めた。 働き方改革に対応した建設現場の環境整備の一環として、4週6閉所等促進工事を試行実施し、また、建設現場の生産性向上に資する取組について総合評価落札方式の評価項目に試行的に設定した。 自然災害等緊急時の迅速かつ円滑な対応を図るため、公募により賃貸宅地等の災害応急復旧業務を履行する業者を予め選定し、災害時の対応について協定を締結する取組を試行実施するとともに、試行結果の検証及び試行拡大に着手した。 	<p>評価：B</p> <p>公共工事の品質確保とその担い手確保を実現するための取組を着実に実施したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>
		<p>② 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)等に対応し、調達の際にワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組を推進するため、全ての価格以外の要素を評</p>		<p>価格以外の要素を評価する方式(総合評価落札方式・企画競争方式)による全ての調達において、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業等を評価する項目を設定する取組を引き続き実施した。</p>	<p>評価：B</p> <p>ワーク・ライフ・バランス等推進企業からの調達を推進するための取組を着実に実施したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画 (調達等合理化計画で記載した事項)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
		<p>価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定する取組を引き続き実施する。</p> <p>③ 工事調達において、フレックス工期制度（※受注者が工事着工時期を選択できる発注方式）や工事の発注予定情報の公表等、事業者間の競争を促進する制度の適用を推進することにより、技術者や職人の不足等による入札不調・不落の発生を抑制する。令和2年度においては、詳細な公募情報を追加で随時公表する取組（詳細情報随時追加）を発注計画の範囲内において、過去の実績を踏まえて概ね120件実施することによって応札勧奨に努める。</p>			
		<p>3. 調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>(1) 新たに締結する競争性のない随意契約に関する内部統制の確立</p> <p>競争性のない随意契約は、現在整理されている真にやむを得ないものについて、引き続き厳格な適用を行うこととするが、新たに競争性のない随意契約を締結する必要がある案件については、以下の手順を経る内部統制とする。</p> <p>① 当該調達部門においては、競争性のない随意契約の必要性、適用条項等について整理し、経理資金部（契約監理）に対して協議を行う。</p> <p>② 協議を受けた経理資金部においては、競争契約の可能性、競争性のない随意契約とする理由の妥当性、適用条項の適否や過去との整合性等のほか、競争契約で調達する場合よりもコスト削減が実現されているか否かや、経営上得られる効果が大きいかな否か等も踏まえたところで総合的に随意契約とすることの可否について判断を行う。</p> <p>③ 前記②に加え、各本部等に設置された契約審査会等において、当該者との契約の必要性及び契約予定金額の妥当性について改めて検証を行う。</p> <p>なお、新たな競争性のない随意契約については、事後に監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会の場で点検を受ける。</p>	法人内における検証状況等	<p>新たに競争性のない随意契約を締結する必要がある案件について、以下の手順で運用を行った。</p> <p>① 当該調達部門において、競争性のない随意契約の必要性、適用条項等について整理した上で、経理資金部（契約監理）に対して協議を行った。</p> <p>② 協議を受けた経理資金部において、競争契約の可能性、競争性のない随意契約とする理由の妥当性、適用条項の適否や過去との整合性等のほか、競争契約で調達する場合よりもコスト削減が実現されているか否かや、経営上得られる効果が大きいかな否か等も踏まえたところで総合的に随意契約とすることの可否について判断を行った。</p> <p>なお、令和2年度においては、上記①②の手順に従って新たに締結する競争性のない随意契約により調達を行うことを可とし、契約監視委員会の点検を受けたものが2件*あった。</p> <p>③ 今年度新たに随意契約による調達を可としたものは、随意契約を行うに際し、各本部等に設置された契約審査会等において、当該者との契約の必要性及び契約予定金額の妥当性について改めて検証を行う。</p> <p>※契約監視委員会の点検を受けた随意契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MUJIとの住戸改修が入居促進等に効果があったことを受けて、共用部改修やコミュニティ形成業務についても、競争性のない随意契約の適用対象に試行的に追加するというもの。 ・外国における活動全般に係る契約について、対象国の経済事情・商慣行への対応の困難性及び入札に係る事務負担を考慮して、随意契約を可とするというもの。 	<p>評価：B</p> <p>新たな施策導入も含め複数の改善策を実施したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p> <p>評価：B</p> <p>新たに競争性のない随意契約を締結する際の手順に従った運用が行われ、内部統制が機能していると認められたことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画 (調達等合理化計画で記載した事項)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
		<p>(2) 競争性のない随意契約を継続して締結する場合における内部統制の確立</p> <p>随意契約によることが真にやむを得ないものとして過去の契約監視委員会で整理されたものについて競争性のない随意契約を継続して締結する場合には、予定価格の作成に当たり、市場価格の把握や他者の見積りを活用すること等により、随意契約によるコスト低減要素を踏まえた積算を行う。</p> <p>また、各本部等に設置された契約審査会等において、当該者との契約の必要性及び契約予定金額の妥当性(前記コスト低減要素を踏まえた積算がなされているかどうか)についての検証を実施する。</p>	当該取組の実施状況	<p>計画で定めた手順に従い、継続して競争性のない随意契約を締結する646件の契約において、各本部等に設置された契約審査会等で当該者との契約の必要性及び契約予定金額の妥当性について検証した上、契約締結の手続を実施した。</p> <p>(主な検証の例)</p> <p>①ガス管・設備工事、エレベーター改修工事等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積算要領に基づく積算を実施 <p>②事務所等賃貸借(新規)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の物件との賃貸条件の比較、賃料水準の検証等を実施 <p>③事務所等賃貸借(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の賃貸条件の検証、他物件との賃料比較、移転時の一時費用等の確認等の実施 <p>④密接不可分工事・業務、補備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積算要領に基づく積算を実施 ・当初落札率を予定価格作成時に勘案 	<p>評価：B</p> <p>競争性のない随意契約を継続して締結する場合の内部統制について、手順を確立させていること、またこの手順に従い着実に実施したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>
		<p>(3) 契約手続ミス等不祥事の発生防止及び発生時の対応</p> <p>契約手続ミス等不祥事の発生を確実に未然に防止するため、また、発生時には速やかに契約手続に応じた必要な措置を講じるため、下記の取組を行う。</p> <p>① 調達に関する規程集、マニュアル等の充実化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連法令、内規等を整理し製本した「契約ハンドブック」を年度末に更新し、翌年度版を作成する。作成の上は、各本部等の契約担当者に広く頒布する。 ・イントラネットを活用した「基本マニュアル」及び「契約手続フロー」を随時更新し、利用者の意見や要望も反映しつつ、契約制度に関して疑問、質問が生じた際の「ポータルサイト」としての活用を推進する。 ・契約手続に関して判断を迷った場合に参照する「契約事例集」(前例集)を随時更新する。 ・不祥事が発生した場合には再発防止策等を前記に掲げるマニュアル、前例集等に反映させる。 	当該取組の結果実現された実施量及び実施状況等	<p>「契約ハンドブック」を更新し、各本部等の契約担当者に広く頒布するとともに、出先事務所を含む全職員が閲覧できるようイントラネットを活用した「基本マニュアル」、「契約手続フロー」及び「契約事例集」(前例集)を更新し、調達に関する規程集、マニュアル等の充実化を図った。</p> <p>また、利用者の意見や要望を踏まえ、「契約ハンドブック」の検索性を高めたデータをイントラネットに追加し、契約関連業務のポータルサイトとしての利便性を高める取組を実施した。</p>	<p>評価：B</p> <p>契約手続ミス等不祥事の未然防止及び発生時には速やかに対応できるようにするための取組を着実に実施したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>
		<p>② 不祥事等の発生を未然に防止するため、ビデオ講義等を活用しながら以下の研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用及び中途採用の全ての職員に対する機構の契約制度や発注者綱紀保持に関する基礎的な内容の研修。 ・新たに管理職に登用された全ての職員及び昇級した全ての職員に対するより専門的な発注者綱紀保持に 		<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、ビデオ講義等を活用しながら以下の内容で研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員及び中途採用職員を対象とした契約制度や発注者綱紀保持に関する基礎的な研修(全員受講) ・新任管理職員及び昇級者を対象としたより専門的な発注者綱紀保持に関する研修(全員受講) ・発注・契約担当者、承認権限を持つ管理職を対象とした契約手続きに 	<p>評価：B</p> <p>計画で定めた受講率を上回ったこと及び受講者の属性に応じた理解度テストによる効果測定の結果、契約業務に関する理解度向上の効果があったことを踏まえ、B評価とする。</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画 (調達等合理化計画で記載した事項)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
		<p>関する研修。</p> <ul style="list-style-type: none"> 発注・契約実務を担当している全ての職員に対する契約手続に関する具体的な事例等を活用した実務的、実践的研修（発注・契約担当者研修）。 発注担当部署の管理職等に対する公正取引委員会からの講師による入札談合等関与行為防止研修。なお、受講率70%を目標とし、未受講者については、受講を個別に呼びかけ、在職期間における確実な受講を促進する。 <p>上記の研修にあたっては、受講者への理解度テストやアンケート等により、理解度確認及び研修方法の効果測定を実施する。これにより、理解度が低い事項や判明した課題、受講者からの要望が多かった事項等を把握し、イントラネット等を活用したフォローアップや次回以降の研修での講義内容等に反映させ、更なる職員の理解度向上に努める。</p>		<p>関する具体的な事例等を活用した実務的、実践的な研修（休職者・出向者を除き全員受講*）</p> <ul style="list-style-type: none"> 公正取引委員会から講師を招へいした発注担当部署の管理職を対象とした入札談合等関与行為防止研修（受講率74%） <p>発注・契約担当者及び承認権限を持つ管理職を対象とした契約業務研修では、業務の合間に受講しやすいよう短時間の講義に細分化し、さらに自身の属性に応じた研修内容に区分して配信する等の工夫を講じた。さらに、受講後のeラーニングによる確認テストで効果測定を実施したところ、75%の正答率を目指して出題したが、正答率84%を上回ることであり、広く職員の契約業務に関する理解度を向上させることができた。</p> <p>なお、理解度テストの正答率が低かった事項に関する研修内容の改善や、実務においてミスが発生した事項等については、次年度の研修で重点的に講義する。</p>	
		<p>③ 発注者綱紀保持に関する取組については、不祥事の発生が組織に与える影響を鑑み、全役職員が定期的に理解を深めることが必要であることから、上記②記載の研修に加え、eラーニングを活用した一問一答により、発注事務に係る情報の適切な管理、事業者との応接方法の適正化、規程抵触事実が発生した場合の対応方法、不当な働きかけを受けた場合の対応方法等を規定した「発注者綱紀保持規程」及び規程を実務に即して解説した「発注者綱紀保持マニュアル」の内容の周知徹底を図る。</p> <p>なお、正答率（正解回答者数/全回答者数）が低かった設問については、上記②記載の研修において重点的な説明の実施や再度eラーニングを実施すること等のフォローアップを行うことでフォローアップ後の正答率が75%を上回ることを目標とする。</p>		<p>以下の方法で発注事務に携わる全職員に対し、「発注者綱紀保持規程」及び「発注者綱紀保持マニュアル」の内容について周知徹底を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> イントラネットにおいて、全職員に周知した。 全役職員に対し規程等の内容についてeラーニングを実施したところ、過去からの研修等による知識が職員に定着したため、全ての設問において正答率75%以上を達成した。（正答率89%） 	<p>評価：B</p> <p>「発注者綱紀保持規程」及び「発注者綱紀保持マニュアル」の周知徹底及び規程の内容についての浸透を図ったことに加え、規程等の内容についてeラーニングを実施し、全ての設問において正答率が75%を上回ったことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>
		<p>④ 工事等の落札結果をモニタリングし、四半期ごとに開催する入札談合等不祥事を未然防止する目的で設置した工事落札率検証会議において、高落札率となった案件の中で1者応札や非落札者が全社辞退していること等、落札結果に特異な状況が認められる場合には入札談合等の不正の兆候がないかの確認をする。当該状況をイントラネットにより機構全体で情報共有することにより、不正行為の抑制につなげる。</p>		<p>工事等の落札結果をモニタリングし、四半期毎に工事落札率検証会議を開催した。会議において、高落札率となった案件の中で1者応札や非落札者が全社辞退した等、落札結果に特異な状況が認められるものを全て抽出（95件）した上で、入札談合等の不正の兆候がないかについての確認を入札資料の精査や発注部署へのヒアリング等により行った。確認の結果、不正の兆候は見受けられなかった。当該状況をイントラネットにより機構全体で情報共有することによって不正行為の抑制につなげた。</p>	<p>評価：B</p> <p>入札談合等、不正行為の抑制に寄与する取組を実施したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画 (調達等合理化計画で記載した事項)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
		⑤ 談合疑義案件が発生した場合は、「談合情報等対応マニュアル」に基づき、速やかに「公正入札調査委員会」を設置し、調査を行うとともに、公正取引委員会等への報告を行うこととする。調査の結果、談合の事実が認められた場合は、契約解除等必要な措置を講じるとともに、当該事実を改めて公正取引委員会等に通知する。談合疑義案件については、発生の都度、事例として蓄積し、以後の参考とする。		令和2年度においては、談合の疑義がある案件は発生しなかった。 なお、談合疑義案件が発生した場合は、「談合情報等対応マニュアル」に基づき、速やかに「公正入札調査委員会」を設置し、調査を行うとともに、公正取引委員会等への報告を行うという手順、及び調査の結果、談合の事実が認められた場合は、契約解除等必要な措置を講じるとともに、当該事実を改めて公正取引委員会等に通知するという手順としている。	評価：B 談合疑義案件が発生した場合の手順が確立されていることを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。
		6. その他 調達等合理化計画及び自己評価結果等については、ホームページにて公表する。 なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行う。 また、契約相手方、契約金額、落札率、契約方式、随意契約によることとした理由等の契約締結結果情報を、ホームページで毎月公表する	当該取組の実施状況	以下の取組を実施した。 ・調達等合理化計画及び自己評価結果等について、ホームページにて公表した。 ・契約相手方、契約金額、落札率、契約方式、随意契約によることとした理由等の契約締結結果情報をホームページで毎月公表（少額契約を除く全契約。計3,165件）した。	評価：B 適切に公表したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。

※自己評価の評価について（参考）

平成26年9月2日「独立行政法人の評価に関する指針」による

S：法人の活動により、計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

（定量的指標においては年度計画値の120%以上の達成かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）

A：法人の活動により、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

（定量的指標においては年度計画値の120%以上の達成）

B：計画における所期の目標を達成していると認められる。

（定量的指標においては年度計画値の100%以上120%未満）

C：計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

（定量的指標においては年度計画値の80%以上100%未満）

D：計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

（定量的指標においては年度計画値の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）

※B評価を標準とする。